

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 ほか31名

被告 埼玉県知事 ほか1名

証拠説明書

2009(平成21)年9月2日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 野本 夏生
ほか

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第8号証	新聞記事	写し 2009年9月1日	朝日新聞
立証趣旨			
総選挙で八ッ場ダム建設事業の中止を政権公約として掲げた民主党が勝利し、政権交代が予定されていることを受けて、国土交通省が八ッ場ダム本体工事の施工業者を決める入札を凍結する方針を決定したこと。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第9号証	証人調書(大熊 孝)	写し 平成20年7月30日	東京地方裁判所
立証趣旨			
治水分野の原告側共通証人である大熊孝教授に対し、東京地裁で行われた証人尋問の尋問調書。なお、大熊教授の意見書は甲B第55号証で提出している。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第10号証	証人調書(奥西一夫)	写し 平成20年9月5日	前橋地方裁判所
立証趣旨			
地すべりの危険性についての原告側共通証人である奥西一夫教授に対し、前橋地裁で行われた証人尋問の尋問調書。なお、奥西教授の意見書			

は甲D第14号証で提出している。

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第11号証	証人調書 (坂巻幸雄)	写 平成20年9 月5日	前橋地方裁判 所
立 証 趣 旨			
ダムサイト周辺の地質についての原告側共通証人である坂巻幸雄教授に対し、前橋地裁で行われた証人尋問の尋問調書。なお、坂巻教授の意見書は甲D第15号証で提出している。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第12号証	証人調書 (花輪伸一)	写 平成20年9 月5日	前橋地方裁判 所
立 証 趣 旨			
八ッ場ダム建設予定地周辺の環境問題について原告側共通証人である花輪伸一氏に対し、前橋地裁で行われた証人尋問の尋問調書。なお、花輪氏の意見書は甲E第17号証で提出している。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第13号証	電話聴取書	写 平成21年6 月15日	嶋津暉之
立 証 趣 旨			
国土交通省関東地方整備局からなされた調査囑託の回答 (甲58, 添付資料9) の中で、“新たに水資源開発施設に参画し確保された”と表現されている内容について、原告嶋津が担当者 (宮下光泰建設専門官) に問い合わせをした際の回答。今後の新規施設だけではなく、既設のダムも含めて水源開発施設で開発されたものを指すことが明らかになっている。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第14号証	水資源の用途間再配分と費用負担 (II)	写 2005年6 月	竹田麻里
立 証 趣 旨			
水利科学2005年 No.283に掲載された日本学術振興会特別研究員竹田麻里氏の論文。 農業用水合理化事業 (利根中央事業) を行うに際し、県企業局水源対策			

室が農業側に対し、「冬期及び平滑化のためのダム参加は、必要ないよう措置すること」との要望を出していたこと。この事実は、県も農業用水転用水利権で冬期の取水も可能であるとの認識を有していたことを示すものである。

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第15号証	意見書の訂正	写 し 2009年8 月24日	嶋津暉之
立証趣旨			
原告嶋津暉之の意見書(甲第3号証)の表の一部に誤りがあったため、その差し替えをしたもの。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第16号証	朝日新聞・記事	写 し 2009年8 月8日	朝日新聞社
立証趣旨			
民主党のマニフェストに八ッ場ダム建設中止が盛り込まれたことについて、関連する自治体の反応を報じた新聞記事。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第17号証	補充意見書	写 し 2009年8 月24日	嶋津暉之
立証趣旨			
原告嶋津の補充意見書。1) 竹田論文(甲14)の記述内容から、被告も農業用水転用水利権の通年取水が正当なものであるとの認識を有していることが確認できること、2) 国土交通省関東地方整備局の調査嘱託に対する回答から、1/10 渇水年においては利根川・荒川における供給可能性が大幅に減少するという国土交通省の説明が虚構であることを指摘している。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲第18号証	淀川水系における水資源開発基本計画	写 し 平成21年4 月17日	国土交通省
立証趣旨			
国土交通大臣は、広域的な用水対策を実施する必要がある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水系毎に「水資源開発基本計画(通称:フルプラン)」を決定することとしている。このうち、甲18は、本年			

4月に決定された淀川水系におけるフルプランである。

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第19号証	木曾川水系における水資源開発系基本計画	写し 平成21年3月27日	国土交通省
立 証 趣 旨			
本年3月に決定された木曾川水系におけるフルプランの内容。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第20号証	利根川水系及び荒川水系における水資源開発系基本計画	写し 平成21年3月27日	国土交通省
立 証 趣 旨			
本年3月に決定された利根川水系及び荒川水系におけるフルプランの内容。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第21号証	吉野川水系における水資源開発系基本計画	写し 平成14年2月21日	国土交通省
立 証 趣 旨			
平成14年に決定された吉野川水系におけるフルプランの内容。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第22号証	豊川水系における水資源開発系基本計画	写し 平成20年6月3日	国土交通省
立 証 趣 旨			
平成20年に決定された豊川水系におけるフルプランの内容。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第23号証	筑後川における水資源開発基本計画	写し 平成17年4月	国土交通省
立 証 趣 旨			
平成17年に決定された筑後川水系におけるフルプランの内容			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第24号証	証言のスライド	写し 2009年9月2日	嶋津暉之
立 証 趣 旨			
原告嶋津が本尋問の際に用いたスライド。			